

緊急小口資金

のしおり

緊急小口資金は、低所得世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸し付けを行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。

制度の概要

○貸付対象となる「資金の用途」

必要となる費用が、以下の使途に該当する場合に貸付対象となります。

- ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ・ 年金、保険、公的給付等及び初回給与の支給開始までに生活費が必要なとき
- ・ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき

また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用する場合のみ、以下の事由に該当する場合についても貸付対象となります。（自立相談支援事業の利用をしないままで、以下の事由による貸付を受けることはできません）

- ・ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- ・ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき

○貸付限度額

100,000円以内（千円単位）

ただし、貸付金額は使途に対して必要な最低限の金額として根拠書類により算出される額を上限とし、また使途によっては別途定める金額の範囲とします。詳細は、本しおり内の説明をご確認ください。

貸付の対象となる世帯と借受人

- (1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している低所得世帯（世帯の収入が市区町民税非課税程度）
- (2) または生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用し、その支援を受ける世帯
- (3) 貸付を受ける借受人（借入申込者）は、その世帯で次の要件に該当する者となります。
 - 20歳以上の世帯の生計中心者で、その貸付によって得られる支援を主に受ける者
 - 就労や年金収入などにより、償還可能な収入が見込める者

貸付対象となる費用

- (1) 必要となる費用が、以下の使途に該当する場合に貸付対象となります。
 - 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
 - 火災等被災によって生活費が必要なとき
 - 年金、保険、公的給付等及び初回給与の支給開始までに生活費が必要なとき
 - 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用する場合のみ、以下の事由に該当する場合についても貸付対象となります。（自立相談支援事業の利用をしないままで、以下の事由による貸付を受けることはできません）
 - 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
 - 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
 - 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
 - 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき

貸付限度額

- (1) 貸付限度額は100,000円です。

ただし、この範囲内であっても、使途に対して必要な最低限の金額として根拠書類により算出される額を上限とし、次のような基準で算出します。

 - 費用の支払いに関する場合は、領収書や請求書等によって証明される金額
 - 滞納費用については、その滞納を理由として利用停止等を書面により求められている金額。単に支払期限が到来した未払いの費用については対象となりません。
 - 支給開始までの待機期間に関する費用の場合は、その初回給付で得られる金額
- (2) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費についての貸付額は、単身世帯の場合は30,000円、複数世帯の場合は50,000円を上限とします。

据置期間と償還期間

- (1) 据置期間は2か月以内です。
- (2) 償還期間は、据置期間終了後12か月以内です。ただし、償還期間は、毎月の償還元金額が5,000円を下回らない額となるように設定します。

貸付利率

- (1) 貸付利率は無利子です。ただし償還期日までに償還完了しなかった場合、残りの元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。

貸付相談と申込み

- (1) 貸付相談の窓口は、居住中の市区町社会福祉協議会（市区町社協）になります。
- (2) 自立相談支援事業を利用し、その支援を受ける場合は、相談窓口となった市区町社協にて貸付申込みを行います。これに該当しない場合は、相談窓口で配布される専用封筒をご利用の上、郵送にて兵庫県社会福祉協議会（県社協）まで直接お申し込みください。
- (3) 借入申込みから貸付決定し、送金を行うまでには県社協への書類到着から1週間程度の日数を要します。書類に不備・不足があった場合にはその訂正に必要な日数が加算されます。

貸付審査

- (1) 書類等の確認後、申請を受理し、県社協で審査を行います。

次のような場合は、審査により貸付不承認となることがあります

- 借入申込書に必要事項の記載がない場合、及び記載事項について客観的な証明ができない場合
- 資金の用途が、制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
- 本会及び各都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けた借受人・連帯借受人・連帯保証人で、返済が完了していない場合
- 就労や負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合。またはその後の生活を圧迫する恐れがあると判断される場合
- 世帯員が自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の場合
- 世帯に暴力団構成員またはその関係者がいる場合
- 県社協が行う審査にあたって、各種調査にに応じていただけない場合
- 自立相談支援事業の利用が要件となっている場合において、その利用をしない場合

- (2) 審査では、借受人の勤務先への勤務確認や関係機関等への照会を行う場合があります。
- (3) 特に申請内容に虚偽や真実でない点があった場合は、今後本資金に関する一切の申込みが不可能となり、また法的措置をとる場合があります。

貸付の決定と資金の交付方法

- (1) 審査により貸付の必要性が認められた場合は、貸付を決定します。ただし、資金の用途や償還能力等を勘案して、申込金額より減額して決定する場合があります。
- (2) 貸付決定（不承認）したときは、借入申込者に貸付決定（不承認）通知が送付されます。なお、不承認となった場合の理由は公表しません。
- (3) 送金できるのは、本人名義の口座のみとなります。

償還について

- (1) 償還は、据置期間後に毎月20日（土・日・祝日の場合、翌営業日）に借受人の指定金融機関口座から「借用書」の約定により償還していただきます。
- (2) 計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。
- (3) 貸付金は、返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。

届出義務について

- (1) 借受人が住所、氏名を変更したときや状況に著しい変化（死亡、破産、長期療養、生活保護受給等）が発生した場合は、市区町社協または県社協まで速やかに連絡してください。なお、それら事由を証明する書類の提出を求める場合があります。
- (2) 届出義務を怠った場合には、契約終了し、一括償還を求める場合があります。

借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込みにあたっては、以下の申請要件の事実を証明する書類が必要です。
- (2) 書類は「コピー可」とされているものを除き、原則として原本を提出してください。
- (3) 提出書類が重複する場合、当該書類1部の提出で構いません。
- (4) 審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。
- (5) 申込内容によっては、「借入申込みに必要な書類一覧」に掲げるもの以外に書類の提出を求める場合があります。
- (6) 審査のために提出された書類は、貸付審査の結果にかかわらず原則として返却しません。
- (7) 自立相談支援事業による支援を受けられる場合には、以下の提出書類に加え、自立相談支援機関等から相談・支援状況等がわかる書類が提供されることをご承知おきください。

提出書類		
1	世帯全員分が記載された住民票（または外国人登録原票記載事項証明書） ～ 個人番号*（平成27年10月より施行）が記載されていないもの ～	原本
2	県民税・住民税課税証明書（20歳以上の世帯全員分）	
3	印鑑登録証明書	
4	顔写真入りの身分証明書	コピー可
5	必要費用の総額が明らかとなるもの（請求書、見積書等）	
6	送金口座の通帳の写し（銀行名・口座番号・名義が記載されたページ）	所定様式
7	借入申込書	
8	借用書	
9	口座振替依頼書	

※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における12桁の個人番号

○申込み・相談窓口

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 生活資金部

神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内

TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

またはお住まいの市区町社会福祉協議会へ